

2

高島(一部を除く)・祝津1丁目1番5~6号・7号の一部、
祝津2丁目308番地の一部、344番地、
354番地の一部、355番地 地区

可燃	燃やすごみ(有料)
不燃	燃やさないごみ(有料)
かん等	かん、びん、蛍光灯・電球、筒型乾電池、 スプレーかん類(カセット式ガスボンベを含む。)
紙類	新聞(チラシ・雑紙を含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙パック、紙製容器包装
プラ類	ペットボトル、プラスチック製容器包装

令和2年4月から 令和3年3月まで 収集カレンダー

4

月	火	水	木	金
.	.	1	2	3
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
6	7	8	9	10
可燃		プラ類	可燃	紙類
13	14	15	16	17
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
20	21	22	23	24
可燃		プラ類	可燃	.
27	28	29	30	.

5

月	火	水	木	金
.	.	.	.	1
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
4	5	6	7	8
可燃		プラ類	可燃	紙類
11	12	13	14	15
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
18	19	20	21	22
可燃		プラ類	可燃	紙類
25	26	27	28	29

6

月	火	水	木	金
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
1	2	3	4	5
可燃		プラ類	可燃	紙類
8	9	10	11	12
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
15	16	17	18	19
可燃		プラ類	可燃	紙類
22	23	24	25	26
可燃	不燃	.	.	.
29	30	.	.	.

※ペットボトルは、ふたとラベルを必ず外し、プラスチック製容器包装とは別の袋に入れて出してください。

7

月	火	水	木	金
.	.	1	2	3
可燃		プラ類	可燃	かん等
6	7	8	9	10
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
13	14	15	16	17
可燃		プラ類	可燃	紙類
20	21	22	23	24
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
27	28	29	30	31

8

月	火	水	木	金
可燃		プラ類	可燃	紙類
3	4	5	6	7
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
10	11	12	13	14
可燃		プラ類	可燃	紙類
17	18	19	20	21
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
24	25	26	27	28
可燃
31

9

月	火	水	木	金
.	1	2	3	4
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
7	8	9	10	11
可燃		プラ類	可燃	紙類
14	15	16	17	18
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
21	22	23	24	25
可燃		プラ類	.	.
28	29	30	.	.

10

月	火	水	木	金
.	.	.	可燃	紙類
.	.	.	1	2
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
5	6	7	8	9
可燃		プラ類	可燃	紙類
12	13	14	15	16
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
19	20	21	22	23
可燃		プラ類	可燃	紙類
26	27	28	29	30

11

月	火	水	木	金
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
2	3	4	5	6
可燃		プラ類	可燃	紙類
9	10	11	12	13
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
16	17	18	19	20
可燃		プラ類	可燃	紙類
23	24	25	26	27
可燃
30

12

月	火	水	木	金
.	不燃	プラ類	可燃	かん等
.	1	2	3	4
可燃		プラ類	可燃	紙類
7	8	9	10	11
可燃	不燃	プラ類	可燃	かん等
14	15	16	17	18
可燃		プラ類	可燃	紙類
21	22	23	24	25
可燃	不燃	プラ類	.	.
28	29	30	31	.

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

1

月	火	水	木	金
.	.	.	.	1
可燃		プラ類	可燃	かん等
4	5	6	7	8
可燃	不燃	プラ類	可燃	紙類
11	12	13	14	15
可燃		プラ類	可燃	かん等
18	19	20	21	22
可燃	不燃	プラ類	可燃	紙類
25	26	27	28	29

2

月	火	水	木	金
可燃		プラ類	可燃	かん等
1	2	3	4	5
可燃	不燃	プラ類	可燃	紙類
8	9	10	11	12
可燃		プラ類	可燃	かん等
15	16	17	18	19
可燃	不燃	プラ類	可燃	紙類
22	23	24	25	26
.

3

月	火	水	木	金
可燃		プラ類	可燃	かん等
1	2	3	4	5
可燃	不燃	プラ類	可燃	紙類
8	9	10	11	12
可燃		プラ類	可燃	かん等
15	16	17	18	19
可燃	不燃	プラ類	可燃	紙類
22	23	24	25	26
可燃		プラ類	.	.
29	30	31	.	.

*収集日当日の朝8時30分までに出してください。
前日の夜や収集後に出すとカラス等に荒らされ散乱して、
ご近所の迷惑になります。

*ごみ・資源物の分け方・出し方
・はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などに包み、
「燃やさないごみ」に出してください。
・注射針は、医療機関または調剤薬局に返却してください。
・資源物でも、汚れの取れないものは「燃やすごみ」または
「燃やさないごみ」に出してください。

*ごみステーションは、使用する皆さんで管理しています。
お住まいの地域のごみステーション以外には絶対に出
さないでください。

*粗大ごみは、右記の収集運搬業許可業者へ収集を依頼
してください。(有料となります)
下記のもの粗大ごみになります。
・長さが1mを超えるもの。
・ひとつの重さが50kgを超えるもの。
・容積が0.1㎡(100リットル)を超えるもの。

収集運搬業許可業者(50音順)	電話
(有) 大森産業	22-3389
(株) 小樽衛生化学工業	54-7506
(有) 小原興業	54-8316
(株) クリーンサービス	33-2633
(株) 北海道木村	0133-72-6028
(有) 松本産業	34-1677

問合せ先: ●清掃事業所 電話32-4111(内線325)(直通)22-3854・FAX22-8141 ●ごみ減量推進課 電話32-4111(内線323),FAX32-5032